

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング資料

(独立行政法人 日本学術振興会)

平成21年5月18日

文部科学省

目 次

- 1 日本学術振興会の概要
- 2 第3期科学技術基本計画における基礎研究の推進
- 3 独立行政法人整理合理化計画の措置状況
 - 1) 事務及び事業の見直し
 - ①学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業
 - ②研究者養成のための資金の支給
 - ③学術の国際交流事業の促進事業
 - 2) 組織の見直し
 - 支部・事業所等の見直し
 - 3) 運営の効率化及び自律化
 - ①業務運営体制の整備
 - ②随意契約の見直し
- 4 科学技術分野における我が国の競争力強化のための新しい枠組みの創設(平成21年度第1次補正予算)
 - 1) 世界最先端研究支援強化プログラム(仮称)の概要
 - 2) 若手研究者海外派遣事業(仮称)の概要

独立行政法人日本学術振興会の概要

1 沿革

昭和7年12月 財団法人日本学術振興会創設
昭和42年9月 特殊法人日本学術振興会設立
平成15年10月 独立行政法人日本学術振興会設立

2 目的

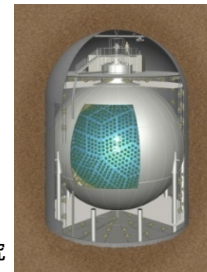
独立行政法人日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。(独立行政法人日本学術振興会法第3条)

3 事業費

平成21年度予算額 1,568億円

(主な内訳) 運営費交付金事業費 287億円
科学研究費補助事業費 1,278億円

科学研究費



カムランド(世界に誇るニュートリノ観測装置)
(東北大学理学研究科ニュートリノ科学研究センター)
研究種目:特別推進研究

学術の国際交流の促進



第3回日仏先端科学(JFFoS)シンポジウム
(2009年1月 神奈川)

特別研究員



前川特別研究員(左)
坪岡特別研究員(右)
(京都大学提供)

4 主たる事業

- 1) 学術研究の助成(科学研究費)
- 2) 研究者の養成(特別研究員)
- 3) 学術の国際交流の促進
- 4) 大学改革支援

独立行政法人日本学術振興会法第15条

- 1) 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 2) 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 3) 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 4) 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 5) 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 6) 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 7) 第4号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 8) 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 9) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

➤ 第3期科学技術基本計画における基礎研究の推進

1. 基礎研究には、**研究者の自由な発想に基づく研究**と、政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究がある。
2. **研究者の自由な発想に基づく研究**は、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積を形成することを目指し、**時流に流されない普遍的な知の探究**を長期的視点の下で推進。

➤ 研究者の自由な発想に基づく基礎研究の推進

文明の発展 ★20～30年後の日本の国力 ★世界への貢献

・経済的価値

・知的・文化的価値

・社会的・公共的価値

大学で広く行われる学術研究

～人文・社会科学から自然科学まで～

新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積

学問の多様性の苗床

多様な人材育成の場

日本学術振興会による支援

科学研究費補助金

(約24,000件採択)

☆国際的に高いプロダクティビティ
(被引用度上位10%論文の約半分を創出)

研究者養成

(約5,600人支援)

☆特別研究員終了者の約94%
が研究職に就職。

国際的な学術交流の推進

(約90カ国との交流)

☆国際舞台で活躍できる若手研究者育成
大学の組織的な国際化の支援

大学改革支援

(グローバルCOE等)

☆大学の自立的改革を促進

★アカデミーとの信頼

★公平・公正な審査評価

★大学・学界と協同した事業展開

◇ 独法整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)での指摘

各法人別(日本学術振興会)

I 事務及び事業の見直し

学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業

- ① 助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。→ 措置済(平成20年3月)
- ② 競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用、及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。
また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。→ 措置済(平成20年3月)
- ③ 審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。
→ 平成23年3月までに達成予定
- ④ 審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続き及び審査業務を完全電子化する。
→ 措置済(平成20年11月)
- ⑤ 平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。→ 措置済(平成19年9月)

研究者養成のための資金の支給

- ① 特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。→ 措置済(平成21年3月)
- ② 特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。
また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研鑽機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。→ 平成23年3月までに達成予定

学術に関する国際交流の促進

- ① 日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点をおくため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。→ 措置済(平成20年3月)
- ② 外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。
また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。→ 平成23年3月までに達成予定

Ⅱ 組織の見直し

1 支部・事業所等の見直し

海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。 → 措置済(平成21年3月)

Ⅲ 運営の効率化及び自律化

1 業務運営体制の整備

- ① 複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。
→ 措置済(平成20年10月)
- ② 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。
また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。 → 平成23年3月までに達成予定

2 随意契約の見直し

平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。 → 措置済(平成20年1月)

整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況 ①

I 事務及び事業の見直し

1 学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業

- ① 助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。

> 措置状況： 措置済(平成20年3月)

大型の課題についての追跡調査については、平成19年度から開始している。

研究成果の把握・公表については、毎年度研究終了後に提出される実績報告書により、研究成果として、発表論文、学会発表、図書、産業財産権の出願・取得の状況を把握するとともに、研究実績概要を国立情報学研究所のデータベースで公開している。

平成19年度からは、新聞等で報道された科研費の研究成果の中から、特にユニークなものを取り上げ、「科研費NEWS」(冊子)として広く公開するとともに関係者に配付している。

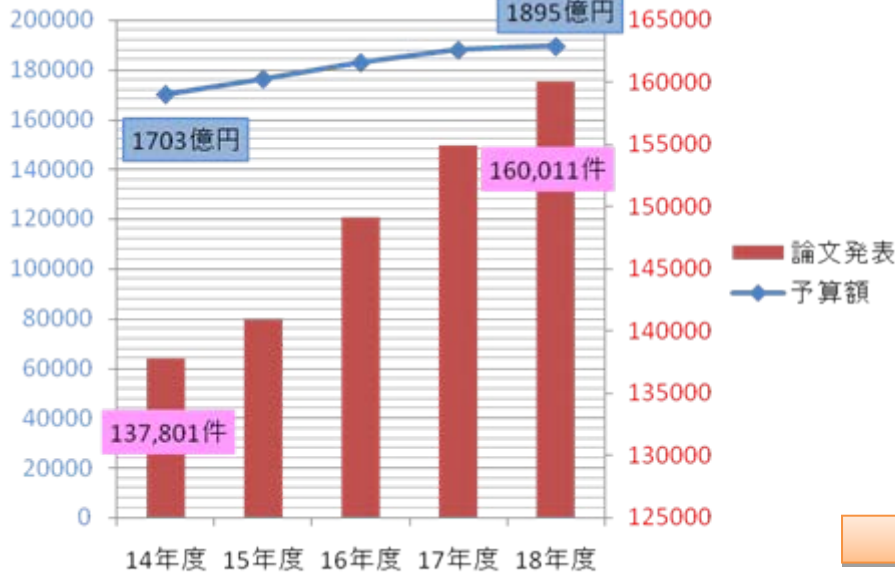
さらに、国立国会図書館関西館に納付している「研究成果報告書」については、平成20年度から従来の冊子体を数枚の様式に変更し、新たにインターネットで広く公開することとした。

研究成果の普及については、小中高の児童・生徒を主な対象として、科研費の研究成果を分かりやすく説明する事業として、「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を実施している。

科研費の研究成果の把握・普及

科研費予算額と論文発表件数の推移

予算額(百万円)／論文発表件数(件)



科研費NEWS



科研費データベース

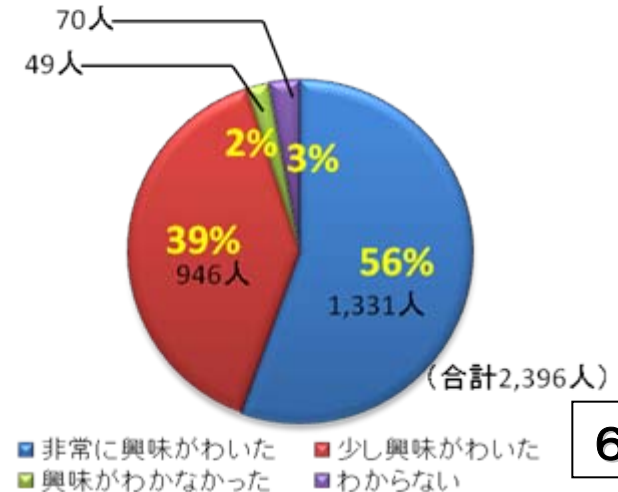


ひらめき☆ときめきサイエンス事業

〈実施件数の推移〉



〈平成19年度参加者アンケート結果〉 科学に興味がわきましたか？



平成14年度と比較して、
論文発表件数**22,210**件の増

整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況 ②

1 学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業

- ② 競争的資金の不合理的な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的な取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。

>措置状況：措置済(平成20年3月)

不合理的な重複及び過度の集中を排除するため、平成19年度の研究計画調書から、応募中の研究費、受入予定の研究費、その他の活動ごとにエフォートを記載させ、審査会において確認を行っている。また、府省共通研究開発管理システムへのデータ登録を行っている。

不正使用等の防止については、研究機関における研究費の管理・監査体制の整備の義務化、研究機関に補助金の経理責任者を特定させ、その報告の義務化、全ての採択者に対して、不正使用を行わない旨の誓約の確認、研究機関に対する実地調査の実施、研究機関の管理体制不備に対するペナルティ(間接経費の減額等)の導入、平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出の応募要件化を行っている。

科研費の不正防止対策など

1 科学研究費補助金(科研費)においては、競争的資金の不合理的重複や過度の集中を排除するため、これまで次のような取り組みを行ってきた。

- (1) 公募要領に、不合理的重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがある旨を明記している。
- (2) 応募書類に「応募中の研究費」、「受入予定の研究費」の予算額、エフォート等を記載させ、審査の際に、当該記載事項を確認し、不合理的重複や過度の集中にならず、応募研究課題が十分に遂行し得るかどうかを審査委員が判断している。
- (3) 科研費は、最も早く採否が決定される競争的資金であることから、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用することなどにより、その審査結果を他の競争的資金の配分機関に提供し、他の競争的資金の配分機関が採否を決定する際に活用できるようにしている。

2 科研費における不正使用等の防止については、これまで次のような取り組みを行ってきた。

- (1) 研究機関に提出を義務付けている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書により、各研究機関の不正使用等の防止に対する取組の状況等を効率的に把握し、必要に応じ適切な指導を行っている。
- (2) 研究機関に対して、①無作為抽出による内部監査の実施、②研究者から不正使用等を行わない旨の誓約文書を徴収し、保管すること、③不正使用等の防止のための研修会・説明会を積極的・定期的に実施することを義務付けている。
- (3) ホームページや全国を地区別に分けて実施する公募要領等説明会、研究機関等が実施する事業説明会等において注意喚起、指導を行っている。
- (4) 不正使用等が明らかになった場合(疑いのある場合を含む)には、速やかに調査を実施し、報告することを義務付けており、研究機関からの調査報告書を基に、不正使用等を行った研究者に対しては、一定期間、応募・申請を制限する罰則を適用するなど厳格に対応している。

整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況 ③

1 学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業

- ③ 審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。

＜措置状況：平成23年3月までに達成予定

科研費の審査・配分については、応募受付や審査の電子化など様々な工夫により業務を効率的に実施し、増加する業務に適切に対応できるよう努力してきており、今後も引き続き効率化の取組を進める予定。



- ④ 審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。

＜措置状況：措置済(平成20年11月)

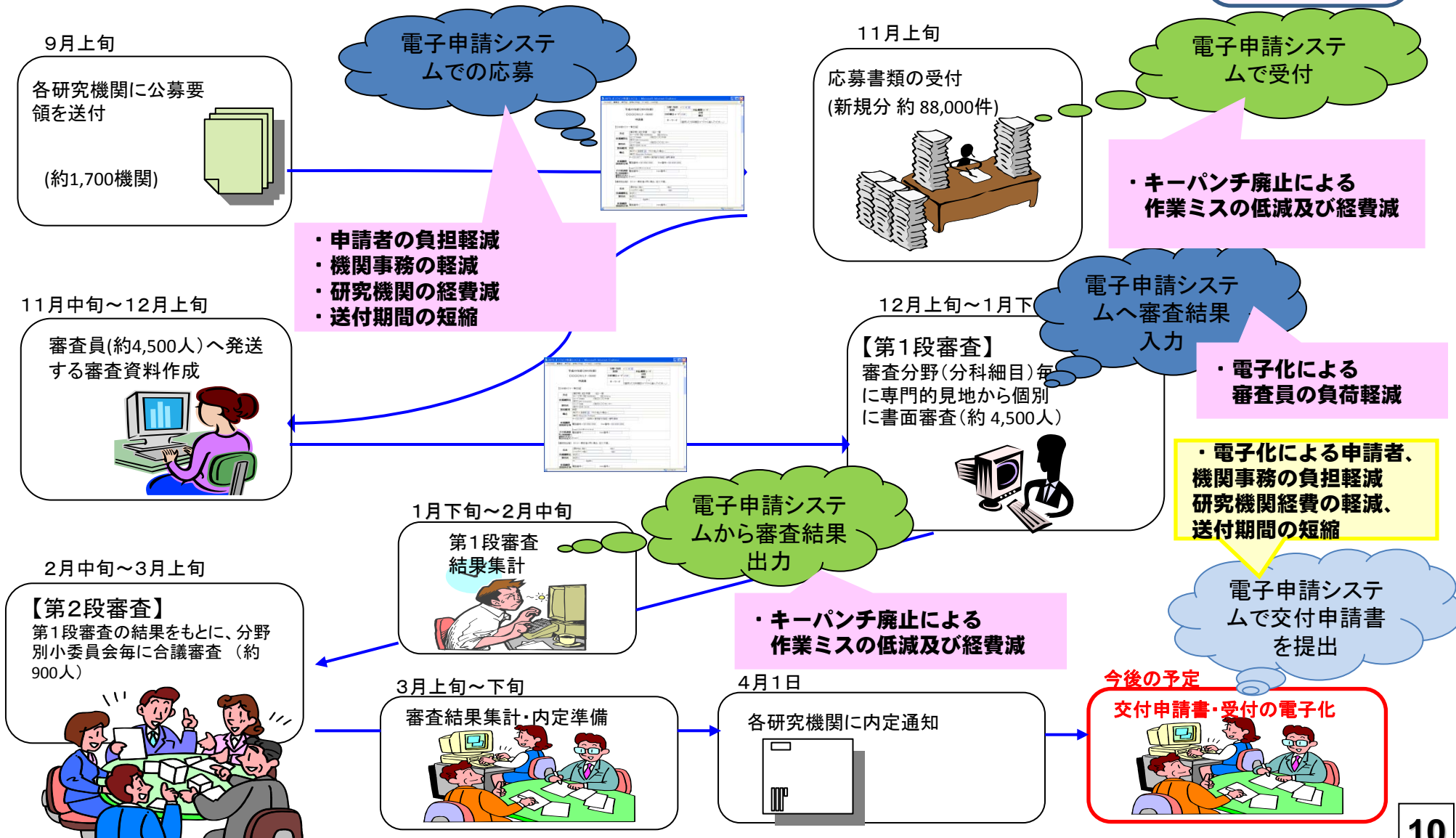
審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、平成16年度から応募手続及び審査業務について順次電子化を進め、平成20年度に完全電子化を達成した。

(参考)

凡例

-  電子化によるメリット
-  電子化された作業

科研費電子申請システム導入に伴う効率化



整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況 ④

- ⑤ 平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。

>措置状況：措置済（平成19年9月）

平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件としている。

2 研究者養成のための資金の支給

- ① 特別研究員（21世紀COEプログラム）については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。

>措置状況：措置済（平成21年3月）

特別研究員（21世紀COEプログラム）については、より重点化された「グローバルCOEプログラム」拠点への支援に重点化するため、「21世紀COEプログラム」の採択期間が終了した拠点から順次廃止し、20年度をもって終了した。

整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況 ⑤

2 研究者養成のための資金の支給

- ② 特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者（DC）の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研鑽機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。

>措置状況：平成23年3月までに達成予定

第3期科学技術基本計画等を踏まえ、特別研究員事業の対象として、特別研究員（DC）の支援に重点化を図り、新規採用者の拡充を図った。（19年度：1,632名→20年度：2,018名）
海外特別研究員については、海外での研さん機会を付与する事業と一体的に実施し、その効果を最大限に発揮できるよう新規採用者の拡充を図った。（19年度：114人→20年度150人）

3 学術の国際交流事業の促進事業

- ① 日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。

>措置状況：措置済（平成20年3月）

外国人特別研究員事業において、新規採用者数の削減等により予算規模を縮小した。（予算額：平成19年度 6,084,784千円→平成20年度 5,404,914千円）

日本人若手研究者の海外での研さん機会の提供については、若手研究者インターナショナルトレーニングプログラムを拡充して実施するなど、若手研究者の育成のための取組を重点的に行っている。（予算額：平成19年度（新規）200,000千円 → 平成20年度360,000千円）

整理合理化計画における事務・事業の見直し等の措置状況 ⑥

3 学術の国際交流事業の促進事業

- ② 外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。
- また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。

>措置状況：平成23年3月までに達成予定

拠点大学交流事業では、相手国にマッチングファンドを求める事業へ移行する方針に基づき、平成22年度中に全課題が終了し、事業が廃止される予定。具体的には、平成19年度中に4件、20年度6件、21年度5件、22年度7件課題が順次終了(予定)となる。

また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、事後評価や課題実施者に対して事業の実施効果等についてのアンケート調査を実施することにより、事業に対するニーズを把握し、事業効果等の検証を行うとともに、有識者等からなる国際事業委員会において、海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価や事業の改善の検討等を行っている。さらに、学術システム研究センターと連携しつつ、国際事業のより効率的・効果的な事業展開に向けた検討を行っている。

整理合理化計画における組織の見直しの措置状況

II 組織の見直し（支部・事業所等の見直し）

海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。

> 措置状況：措置済（平成21年3月）

海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、平成20年7月、8月に文部科学省独立行政法人評価委員会において検討が行われ、「海外研究連絡センターについては、効率的な業務運営の観点から、各センターが置かれている地域の特性、当該地域における位置付けをしっかりと踏まえた上で事業を実施することが重要である。特に、アフリカ地域においては、（中略）増大するアフリカ地域研究など重要性・学術研究の特殊性に鑑み、（中略）、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向や海外情報収集に努め、機能の充実を図っていく必要がある。」との評価を得た。

この評価結果を踏まえ、東京本部及び各海外研究連絡センターとの連携を一層強化するため、新たに「大学国際化支援海外連携本部」を設置するとともに、活動状況のさらなる検証を行った。

これらの経緯を踏まえ、両センターの組織の見直しについては、引き続き、効率的な業務運営に努めつつ、海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）の特性を踏まえた機能の充実を図ることとし、中期計画にその旨の記載を行った。なお、中期計画の変更については、文部科学省独立行政法人評価委員会（平成21年2月）において審議され、承認された。

整理合理化計画における運営の効率化及び自律化①

Ⅲ 運営の効率化及び自律化

1 業務運営体制の整備

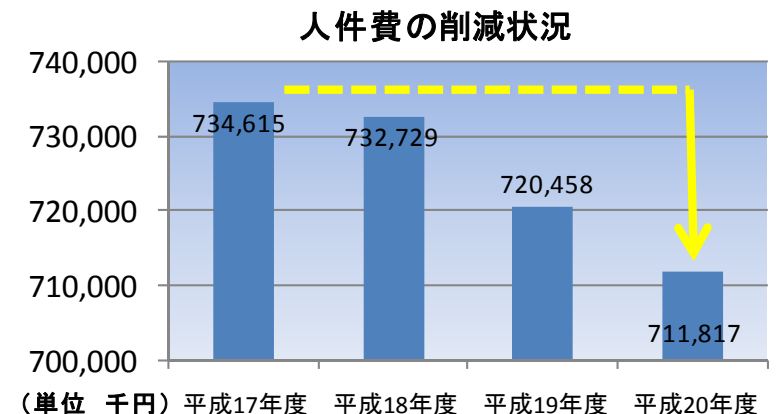
- ① 複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。

>措置状況：措置済(平成20年10月)

複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、特別昇給や勤勉手当等について、職員の処遇へ適確に反映することとした。

- ② 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。
また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。

>措置状況：平成23年3月までに達成予定
平成20年度の人件費は、平成17年度と比較して△3.8%(補正值ベース)であり、着実な削減に努めている。



複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定

- ・ 係長にあっては「課長・部長」、課長にあっては「部長・理事」のように、複数の者が評定を実施
- ・ 評価指標には「業務遂行能力」のほか、管理職にあっては「企画力」、若手職員にあっては「協調性」など職域に合わせて設定
- ・ 評定結果は5段階に設定（上位2段階は全体の30%以内）
- ・ 上位30%程度の者に賞与・昇給を優遇し、職員の処遇に反映

○ 評定要素及び評定者

職員集団	評定要素				
部課長級	責任	知識	仕事の処理	監督	企画
係長級	責任	知識	仕事の処理	監督	規律
主任・係員	責任	知識	仕事の処理	協調	規律

職員集団	評定者	調整者	実施権者
部長級	理事	—	理事長
課長級	部長	理事	理事長
係長以下	課長	部長	理事長

勤務評定による、
処遇への反映



士気の向上
資質の向上
インセンティブの向上

整理合理化計画における運営の効率化及び自律化②

2 随意契約の見直し

平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。

>措置状況：措置済(平成20年1月)

平成19年12月に独立行政法人日本学術振興会契約規則を一部改正し、平成20年1月より随意契約できる基準について、国の基準に合わせた。

随意契約見直し計画の達成状況

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		見直し計画 (20年度以降)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)	—	—	—	—	—	—	3	7,103
競争入札	6	119,283	61	500,251	82	584,102	102	425,207
随意契約	145	1,008,510	107	937,479	83	952,257	40	576,200
合計	151	1,127,793	168	1,437,730	165	1,536,359	145	1,008,510

※ 平成21年度以降に、事務・事業を廃止する計画である。

随意契約件数の減少(△約43%) 145件(H18) → 83件(H20)

83件の内訳は、事務所の賃貸借契約や電子システム契約など真にやむを得ないもの

平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」を踏まえ、以下の事業を今後5年間にわたり集中的に実施するため、独立行政法人に新たに「基金」を設ける。

世界最先端研究支援強化プログラム(仮称)

【5年間で30課題程度】

【目的】

基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、幅広い先端的科学技術分野のうち世界をリードする成果を上げ得る研究開発を推進する。

【制度概要】

- ①総合科学技術会議を拡充した有識者会議により、中心研究者及び研究課題を設定
- ②中心研究者が研究に専念できるとともに、指定された研究課題を効果的に実施するための研究支援担当機関を、独法、大学、企業等に公募し、中心研究者が指名
- ③基金管理機関は指名された研究支援担当機関に資金を提供
- ④研究終了後、総合科学技術会議は研究成果を評価

【研究支援担当機関】

中心研究者により指名された独法、大学、企業等

2,700億円

基金より必要資金の拠出

若手研究者海外派遣事業(仮称)

【5年間で1.5~3万人】

【目的】

我が国の若手研究者を海外に機動的かつ集中的に派遣し、海外における研鑽機会を拡大することで、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行う。

【制度概要】

我が国の将来を担う若手研究者や大学院生・大学生を、海外の大学や研究機関に派遣する。

【実施機関】

研究者個人、大学等

300億円

独立行政法人に基金を設立(日本学術振興会)

※独立行政法人法の改正が必要

若手研究者海外派遣事業(仮称)

～日本学術振興会に創設される基金により、5年間で1.5～3万人(総額 300億円)～

事業の目的

我が国の将来を担う優秀な若手研究者や大学院生・大学生を海外に機動的かつ集中的に派遣し、海外における研鑽や研究の機会を拡大するとともに、我が国の大学をはじめとする研究機関と海外の研究機関との協力関係を維持・強化することにより、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行う。
※独立行政法人日本学術振興会に創設される基金により、5年間、継続的・集中的に実施。

事業内容

○優秀若手研究者海外派遣事業【個人支援型】

優秀な若手研究者を海外の研究機関等に派遣し、海外の研究者と切磋琢磨する機会を機動的に提供する。

- 対象 : 助教等常勤研究者及び特別研究員
- 人数 : 4千人程度
- 派遣期間 : 3ヶ月～

○若手研究者等機関間国際交流支援事業【組織支援型】

海外の学術研究機関と協力関係を有する我が国の大学等が、将来研究者を志す大学生の研鑽、大学院生等若手研究者の研究活動のための海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

- 対象 : 大学生、大学院学生、ポスドク、助教等
- 人数 : 25千人程度
- 派遣期間 : 3ヶ月程度(最長1年)



基金による業務の概要

①先端研究助成業務

「世界最先端研究支援強化プログラム(仮称)」については、総合科学技術会議が中心研究者、研究課題、研究支援担当機関等を決定し、総合科学技術会議が定める制度運用の基本方針(研究費の配分計画等を含む)に従って日本学術振興会が毎年度の研究支援担当機関からの申請に応じて研究資金を拠出。

②研究者海外派遣業務

「若手研究者海外派遣事業(仮称)」については、日本学術振興会が、研究者派遣を希望する研究者個人及び大学を公募・選定し、渡航費等を支給。

日本学術振興会に基金を置く理由

- 日本学術振興会は、従来より研究助成業務、研究者海外派遣業務を行っており、業務経験を有するとともに法的に新たな業務追加が不要。
- 世界最先端研究支援強化プログラムの研究支援担当機関には研究実施機関である研究開発独法、大学、企業等を想定しており、研究助成機関である日本学術振興会が基金管理することにより利益相反の観点から中立性を確保。

基金の取扱い

- 基金設立については、業務の肥大化につながらないよう5年間の時限が法定されており平成26年3月31日をもって基金を廃止。(基金の残余は国庫に納付)
- 日本学術振興会は、毎年度、事業報告書を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣は国会に報告する旨法的に義務付けし、透明性を確保。
- 補助金適正化法の準用を法定し、日本学術振興会による資金の適正な取扱いを確保。

業務の区分

- 日本学術振興会の従来の業務と本基金に係る業務とを区別するため、基金業務について区分経理を法定。
- 区分経理によって、日本学術振興会の従来の業務の管理費と本基金の業務によって時限的に発生する管理費を峻別。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置として、平成21年度補正予算により交付される補助金により、以下の事業を今後5年間にわたり集中的に実施するため、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という)に基金を設ける。

- ①「世界最先端研究支援強化プログラム(仮称)」 2700億円
基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、幅広い先端的科学技術分野のうち世界をリードする成果を上げ得る研究開発を推進する。
- ②「若手研究者海外派遣事業(仮称)」 300億円
我が国の将来を担う若手研究者や大学院生等を、海外の大学や研究機関に派遣する。

概 要

(1)基金の設立

振興会に、平成26年3月31日までの間、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設けることとする。

(2)先端研究助成業務に関する業務方法書及び中期目標等

文部科学大臣は、業務方法書の認可や中期目標の策定等をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴くこととする。

(3)その他所要の規定の整備

区分経理、基金の運用方法の制限、基金廃止の際の残余额の処理、補助金適正化法の準用、国会報告など

※施行期日:公布の日

※平成21年度補正予算関連法案

(参考)独立行政法人日本学術振興会の概要

設立年月日	平成15年10月1日(昭和7年12月(財)日本学術振興会として創設)
目 的	学術研究の助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ること。
21年度予算	156,840百万円(運営費交付金 他)
事業概要	○科学研究費補助金の審査・交付。 ○若手研究者に対する研究奨励金の支給。 ○研究者の派遣・受入れ、共同研究、セミナー等の国際交流。